（行政職俸給表㈠の八級の職員に相当する職員）

第八条の八　法第十二条第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十一条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　教育職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

二　研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

三　医療職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの

四　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるもの

五　自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員

第十一条の二第二項第一号中「三級」を「三級以上」に改める。

三　医療職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの

第十七条の六の四第一項第一号中「以下」を「次号及び第三項、次条並びに第十七条の六の六第一項において」に改める。

四　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるもの

第二十四条第二号中「月額」の下に「（その者が退職の日に昇任した場合にあつては、当該昇任がないものと仮定した場合において、その者が退職の翌年の各月に受けるべき当該扶養親族に係る扶養手当の月額）」を加え、同条第五号中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の八十五」を「百分の九十」に改める。

五　自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員

附則第六項第一号中「及び次項」を「、次項及び附則第十七項」に改める。

附則第九項中「次項」の下に「及び附則第十八項」を加える。

附則に次の五項を加える。

17　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第四十三号）の施行の日（以下この項、次項及び附則第二十項第一号において「基準日」という。）の前日において特地官署として防衛大臣が指定していた官署に勤務する職員であつて、基準日から平成三十一年三月三十一日までの各月において、その月に受けるべき特地勤務手当に係る別表第六の防衛大臣の定める級の級別区分（以下この項において「現在級」という。）が基準日の前日における同表の防衛大臣の定める級の級別区分（以下この項において「基準級」という。）より下位となり、又は特地勤務手当の支給を受けないこととなるものに対しては、同日から引き続き当該官署に勤務している者にあつては特地勤務手当経過措置基礎額（第十条第三項各号に定める日において受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と基準日の前日において受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（その額が特地勤務手当経過措置特例基礎額（当該職員の同項各号に定める日において受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額をいう。以下この項及び附則第二十項第二号において同じ。）を超えることとなる期間については、当該特地勤務手当経過措置特例基礎額）をいう。附則第二十項第二号において同じ。）に、差分割合（現在級が基準級より下位となる者にあつては基準級に係る支給割合と現在級に係る支給割合との差に相当する割合をいい、特地勤務手当の支給を受けないこととなる者にあつては基準級に係る支給割合をいう。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を特地勤務手当として支給し、これらの者以外の者にあつてはこれらの者に支給される額との権衡を考慮して防衛大臣が定める額を特地勤務手当として支給する。

一　基準日から平成三十年三月三十一日までの期間　百分の七十

二　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間　百分の四十

18　基準日の前日において特地官署又は準特地官署として防衛大臣が指定していた官署に勤務する職員（異動等の日から起算して四年に達した者を除く。）であつて、基準日から平成三十一年三月三十一日までの各月において、その月に受けるべき準特地勤務手当に係る支給割合が次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める日における支給割合（同月における支給割合が次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める日における支給割合より低いものとなるものをいう。以下この項において同じ。）となり、又は準特地勤務手当の支給を受けないこととなるものに対しては、基準日の前日から引き続き当該官署に在勤している者（防衛大臣が定めるものを除く。）にあつては準特地勤務手当経過措置基礎額（法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項に規定する異動の日（当該異動によりその日前一年以内に在勤していた当該官署に在勤することとなつた場合（防衛大臣が定める場合に限る。）には、その日前の防衛大臣が定める日）において受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額（その額が準特地勤務手当経過措置特例基礎額（現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額をいう。以下この項及び附則第二十一項第二号において同じ。）を超えることとなる期間については、当該準特地勤務手当経過措置特例基礎額）をいう。同号において同じ。）に、差分割合（低割合となる者にあつては次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める日における支給割合と基準日から平成三十一年三月三十一日までの各月における支給割合との差に相当する割合をいい、準特地勤務手当の支給を受けないこととなる者にあつては次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める日における支給割合をいう。）を乗じて得た額に、前項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を準特地勤務手当として支給し、これらの者以外の者にあつてはこれらの者に支給される額との権衡を考慮して防衛大臣が定める額を準特地勤務手当として支給する。

一　特定期間（別表第六備考に規定する特定期間をいう。次号において同じ。）　基準日の前日

二　特定期間以外の期間　平成二十八年十月三十一日

19　育児短時間勤務職員に対する前二項の規定の適用については、附則第十七項中「定める日において受けるべき俸給」とあるのは「定める日において育児短時間勤務職員であつたと仮定した場合に同日において受けることとなる俸給」と、「前日において受けるべき俸給」とあるのは「前日において育児短時間勤務職員であつたと仮定した場合に同日において受けることとなる俸給」と、前項中「において受けるべき俸給」とあるのは「。以下この項において「異動日」という。）において育児短時間勤務職員であつたと仮定した場合に異動日において受けることとなる俸給」とする。

20　平成三十年三月三十一日までの間、次に掲げる職員に対する附則第十七項の規定による特地勤務手当の支給に当たつては、同項の規定による特地勤務手当の月額から、一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定める額を減ずる。

一　第十条第三項各号に定める日又は基準日の前日において減額職員であつたもの

二　減額職員であつて特地勤務手当経過措置基礎額が特地勤務手当経過措置特例基礎額であるもの

21　平成三十年三月三十一日までの間、次に掲げる職員に対する附則第十八項の規定による準特地勤務手当の支給に当たつては、同項の規定による準特地勤務手当の月額から、一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定める額を減ずる。

一　異動等の日において減額職員であつたもの

二　減額職員であつて準特地勤務手当経過措置基礎額が準特地勤務手当経過措置特例基礎額であるもの

別表第四の二の一等陸尉、一等海尉又は一等空尉の項中「一六、六〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一五、四〇〇円」に改め、同表の二等陸尉以下准陸尉以上、二等海尉以下准海尉以上又は二等空尉以下准空尉以上の項中「一三、一〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一四、二〇〇円」に改め、同表の陸曹長以下二等陸曹以上、海曹長以下二等海曹以上又は空曹長以下二等空曹以上の項中「五、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「七、五〇〇円」に改め、同表の三等陸曹以下、三等海曹以下又は三等空曹以下の項中「四、五〇〇円」を「六、三〇〇円」に改める。